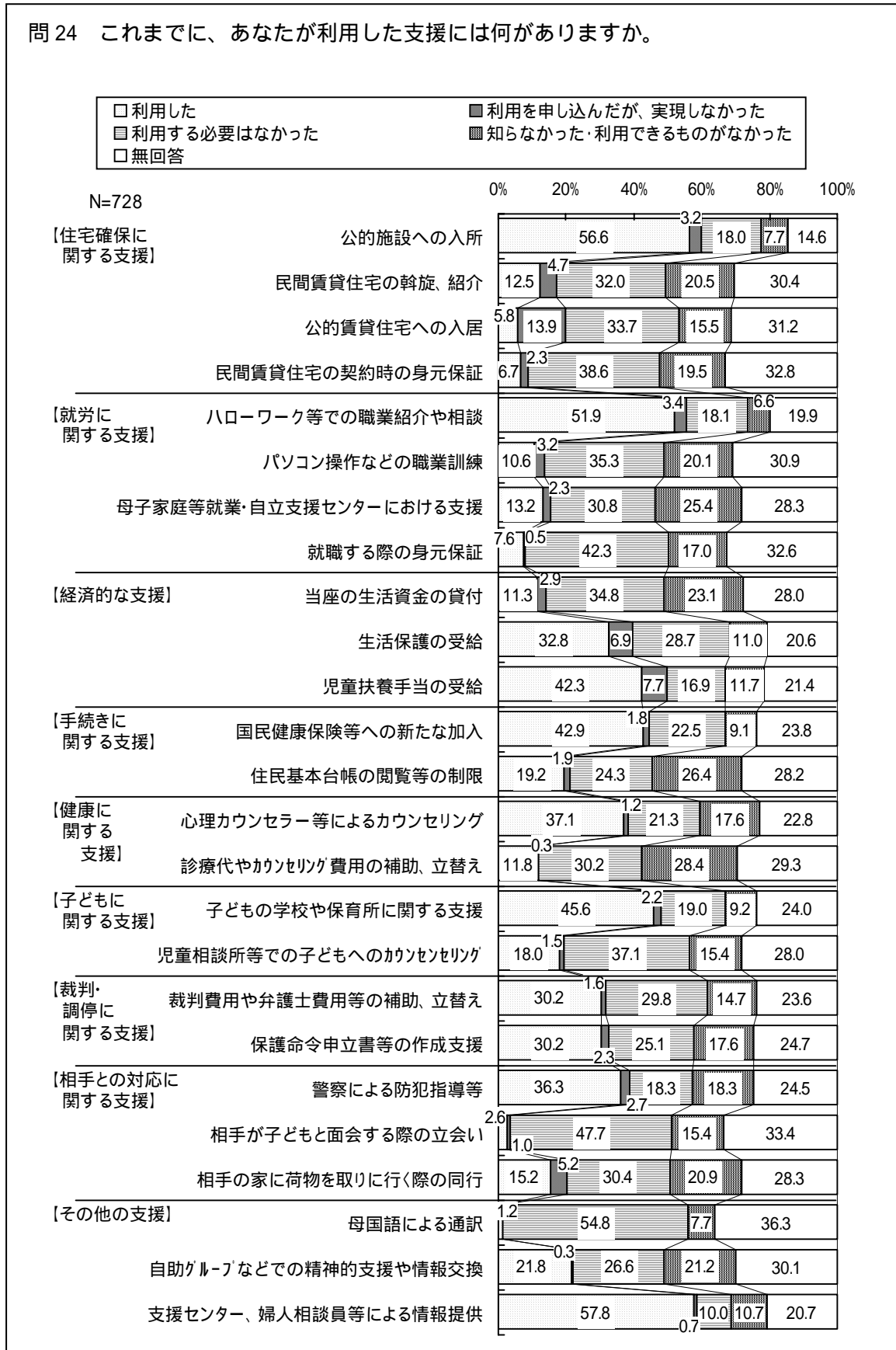


## 6 支援について

配偶者等と離れて生活していると回答した 728 人(生活を共にしたことがない人は除く)に尋ねた。

### (1) 利用した支援



25 項目の支援の利用状況について尋ねた。

「利用した」人が多い支援は、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(57.8%)、「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(56.6%)、「ハローワーク等での職業紹介や相談」(51.9%)で半数以上が利用したことがある。以下、「子どもの学校や保育所に関する支援」(45.6%)、「国民健康保険等への新たな加入」(42.9%)、「児童扶養手当の受給」(42.3%)等となっている。

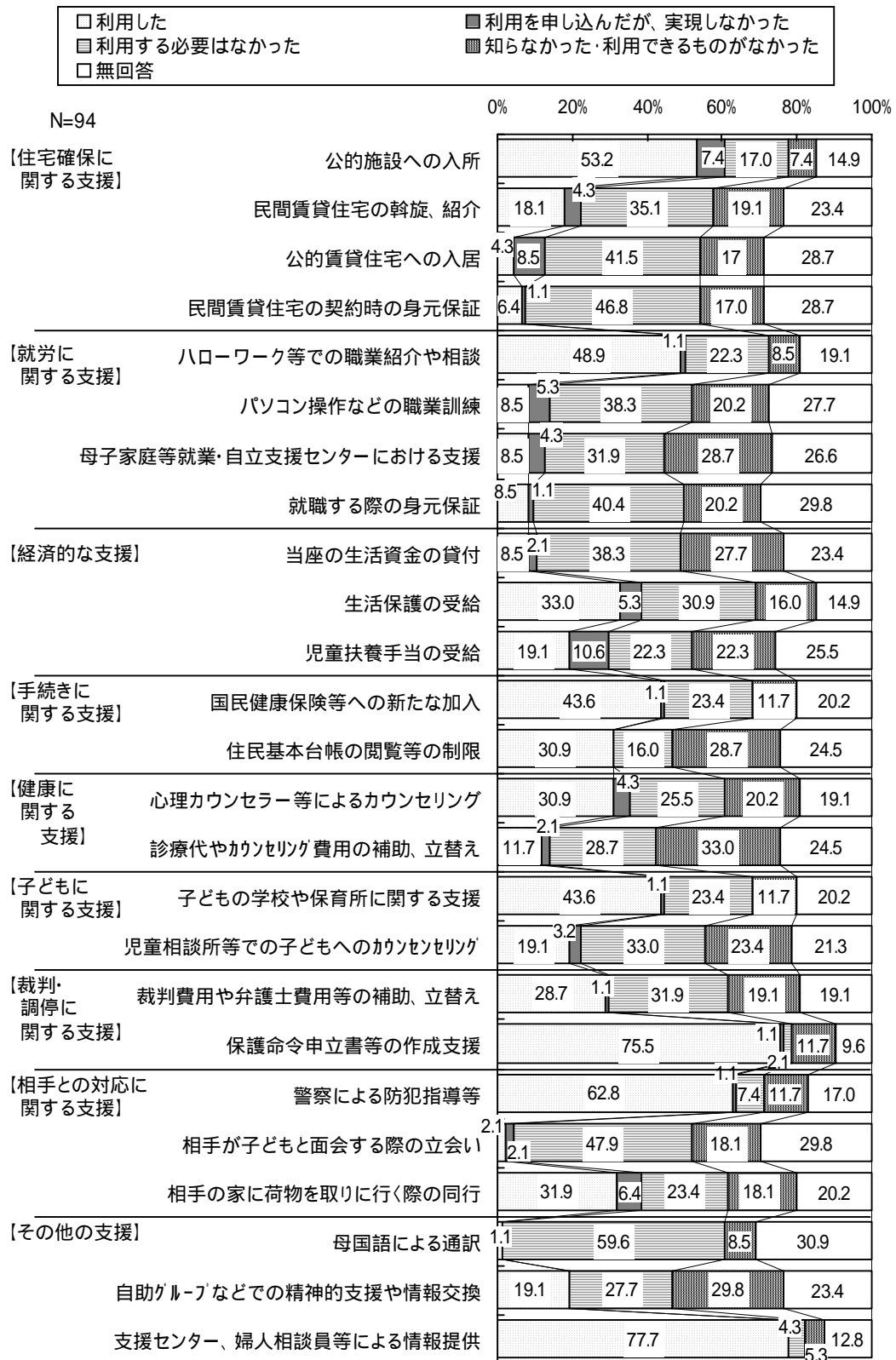
「利用した」「利用を申し込んだが、実現しなかった」の割合を比較すると、ほとんどの支援では「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合より「利用した」割合が高くなっているが、「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」は「利用を申し込んだが、実現しなかった」割合が 8.1 ポイント高くなっている。

「利用する必要はなかった」人が多い支援は、「相手が子どもと面会する際の立会い」(47.7%)、「就職する際の身元保証」(42.3%)が 4 割以上で多くなっている。(今回調査では、調査回答者の 9 割強は日本国籍のため「母国語による通訳」の「利用する必要はなかった」(54.8%)、「無回答」(36.3%)の割合が高くなっている。)

「知らなかった・利用できるものがなかった」人が多い支援は、「診療代やカウンセリング費用の補助、立替え」(28.4%)、「住民基本台帳の閲覧等の制限」(26.4%)、「母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービス(就業相談や講習会など)」(25.4%)となっている。

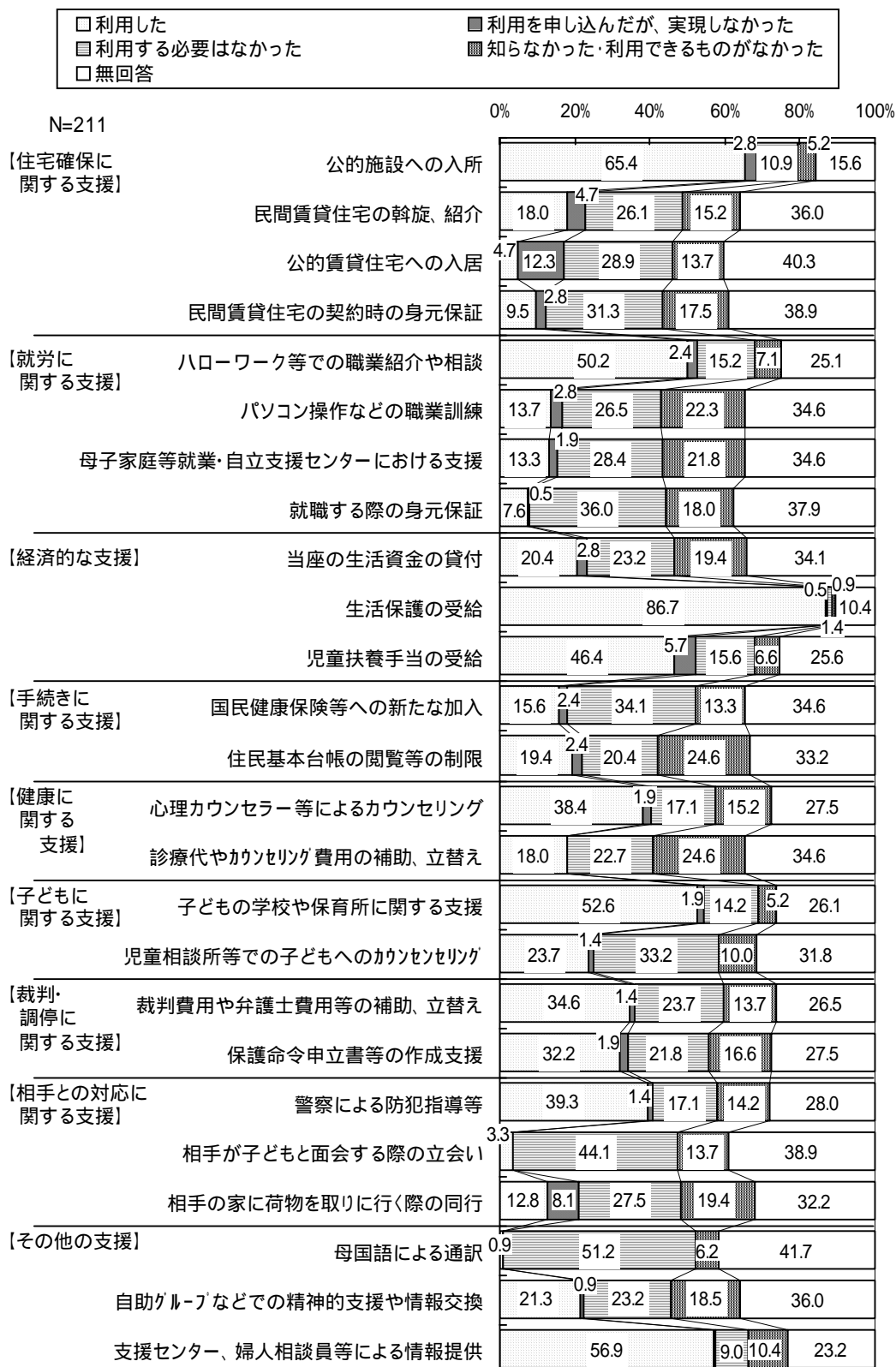
現在、保護命令が発令されている 94 人についてみると、利用した人が多い支援は、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(77.7%)、「保護命令申立書等の作成支援」(75.5%)、「警察による防犯指導等」(62.8%)、「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(53.2%)で半数以上の人を利用したことがある。

「利用を申し込んだが、実現できなかった」割合が高い支援は、「児童扶養手当の受給」(10.6%)、「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」(8.5%)等となっている。



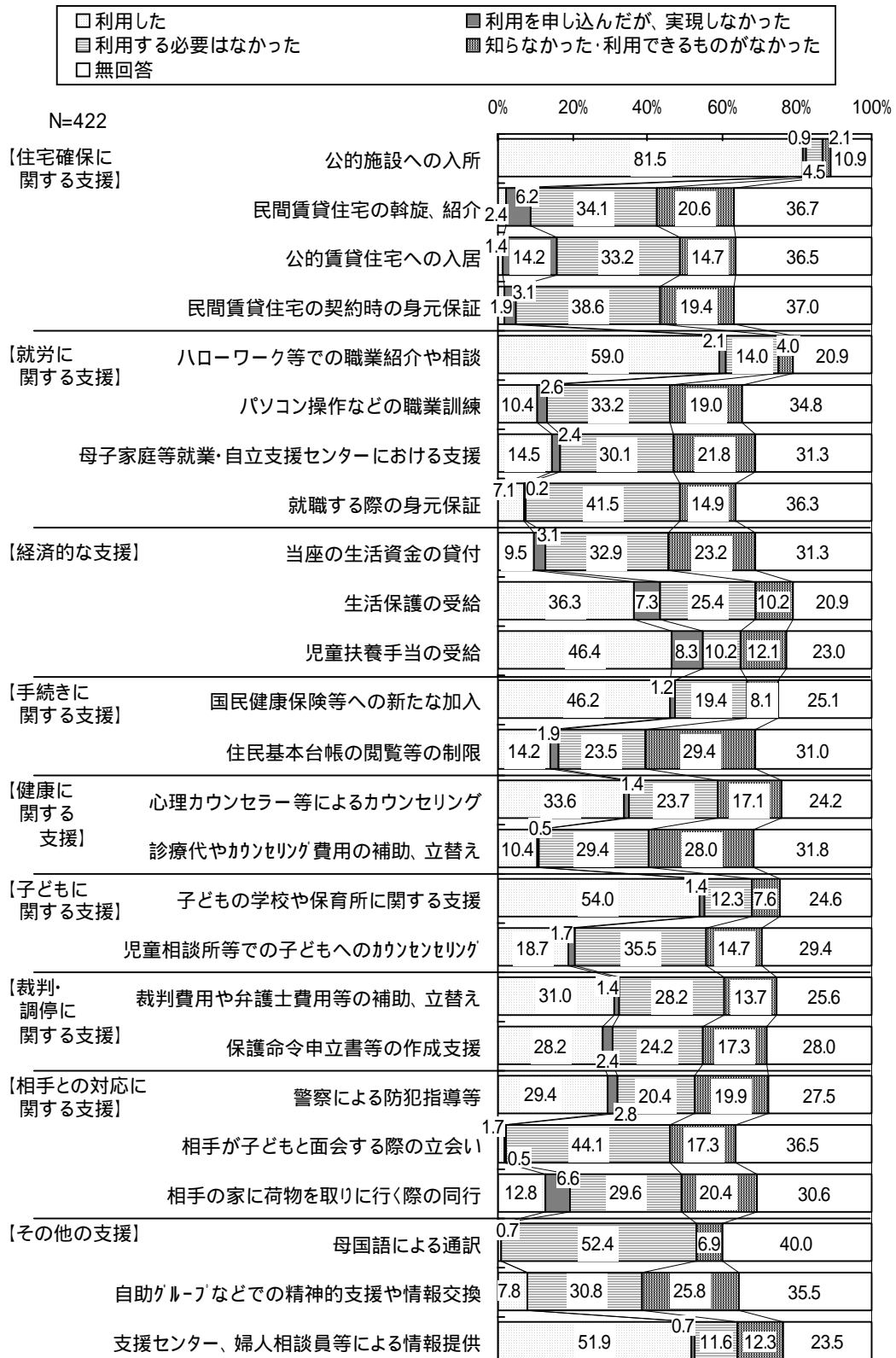
現在、生活保護を受けている 211 人についてみると、利用した人が多い支援は、「生活保護の受給」(86.7%)が最も多く、以下「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(65.4%)、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(56.9%)、「子どもの学校や保育所に関する支援」(52.6%)、「ハローワーク等での職業紹介や相談」(50.2%)と続いている。

「利用を申し込んだが、実現できなかった」割合が高い支援は、「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」(12.3%)、「相手の家に荷物を取りに行く際の同行」(8.1%)等となっている。



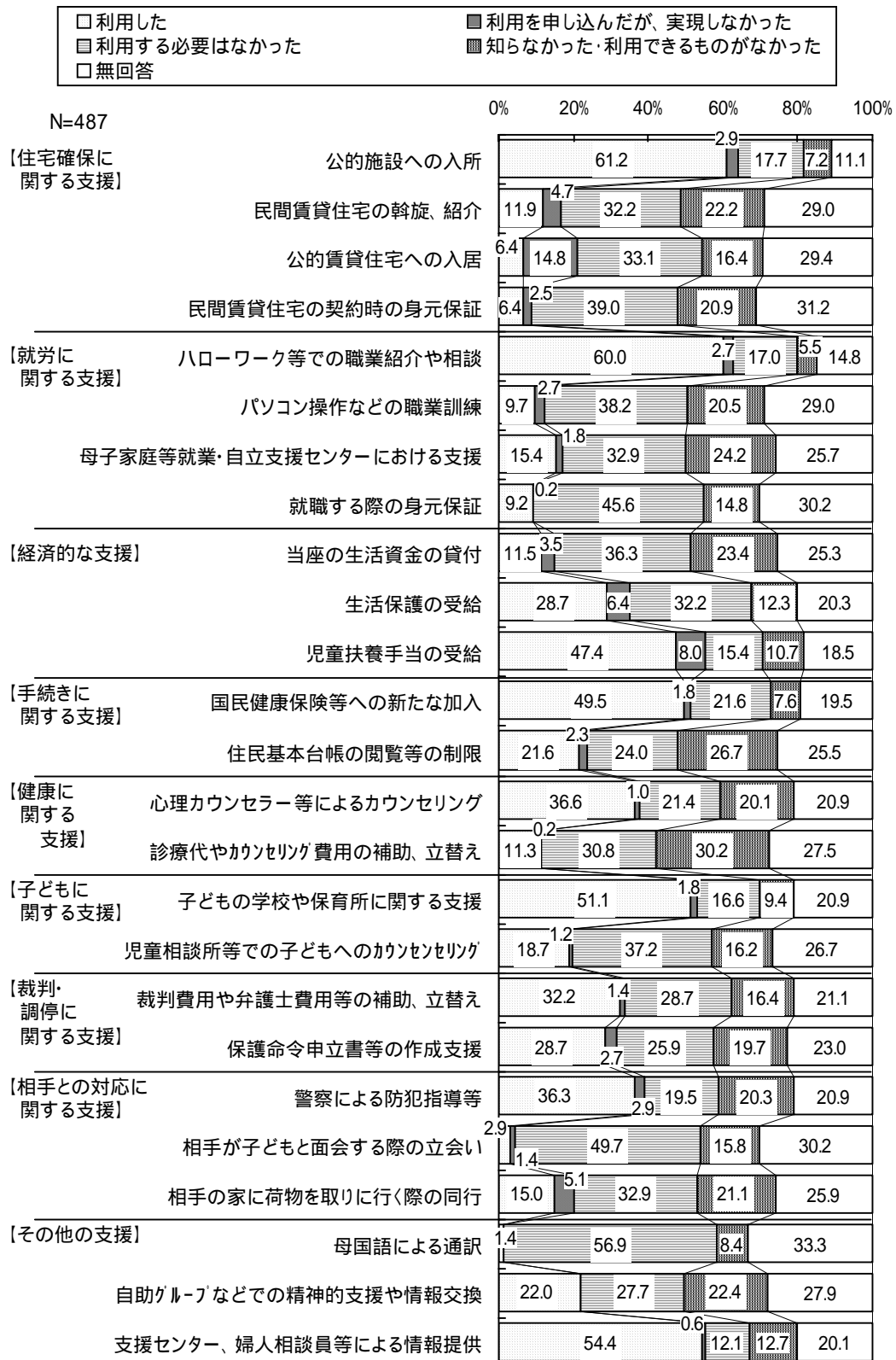
現在、公的施設及び民間シェルターにいる 422 人についてみると、利用した人が多い支援は、「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(81.5%)が最も多く、以下「ハローワーク等での職業紹介や相談」(59.0%)、「子どもの学校や保育所に関する支援」(54.0%)、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(51.9%)と続いている。

「利用を申し込んだが、実現できなかった」割合が高い支援は、「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」(14.2%)が最も多く、以下「児童扶養手当の受給」(8.3%)、「生活保護の受給」(7.3%)と続いている。



現在、就労している 487 人についてみると、利用した人が多い支援は、「公的施設(母子生活支援施設など)への入所」(61.2%)が最も多く、以下「ハローワーク等での職業紹介や相談」(60.0%)、「配偶者暴力相談支援センター、婦人相談員等による情報提供や助言」(54.4%)、「子どもの学校や保育所に関する支援」(51.1%)と続いている。

「利用を申し込んだが、実現できなかった」割合が高い支援は、「公的賃貸住宅(公営住宅など)への入居」(14.8%)が最も多く、次いで「児童扶養手当の受給」(8.0%)と続いている。



(2)国や地方公共団体からの支援〔自由回答〕

問 25 配偶者等から暴力を受けた被害者が自立して生活していくためには、どのような国や地方公共団体からの支援が必要だと思いますか。ご自由にお書きください。

国や地方公共団体からの支援について、自由記述形式で尋ねたところ、回答の多かった項目は以下のとおりとなっている。

	必要な支援内容
1	<p>金銭的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の生活費を無利子で貸し付けてほしい</li> <li>・生活保護を受給しやすくしてほしい(迅速な手続、車所有も認める、期間限定で支給等)</li> <li>・別居期間が1年未満でも児童扶養手当を支給してほしい</li> <li>・児童手当は世帯主ではなく子どもを監護している親に支給してほしい</li> <li>・衣類や寝具等を買揃えるための生活費や引越費用を支援してほしい</li> <li>・離婚前でも母子家庭と同様に医療費を減免してほしい</li> <li>・公的な貸付制度は条件を緩和してほしい(保証人等) 等</li> </ul>
2	<p>住宅支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的賃貸住宅に入居しやすくしてほしい(特別枠、優先入居等)</li> <li>・母子生活支援施設やステップハウス等の中間的な施設を増やしてほしい</li> <li>・民間賃貸住宅の契約時に身元保証をしてほしい</li> <li>・公的賃貸住宅の申請や入居時の条件を緩和してほしい(保証人、住民票の有無等)</li> <li>・安全で低家賃な住宅を紹介・斡旋してほしい</li> <li>・民間賃貸住宅の家賃を補助してほしい 等</li> </ul>
3	<p>就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労のための技能・資格取得を支援してほしい</li> <li>・仕事を紹介・斡旋してほしい</li> <li>・子育て中の女性や母子家庭に理解のある職場を増やしてほしい</li> <li>・高齢でも雇ってくれる職場を増やしてほしい</li> <li>・就職活動に際し、子どもを預けることができるようにしてほしい</li> <li>・就職に際し身元保証をしてほしい 等</li> </ul>
4	<p>職務関係者の対応改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者からの暴力について理解を深める研修を行ってほしい</li> <li>・職務関係者の不適切な言動による二次的被害をなくしてほしい</li> <li>・職務関係者は秘密の保持を徹底してほしい</li> <li>・施設・職員によって対応が異なることのないようにしてほしい 等</li> </ul>

	必要な支援内容
5	精神的支援 ・心理カウンセリングを無料で行ってほしい ・身近な相談窓口をもっと作ってほしい ・施設退所後も相談に応じてほしい ・自助グループ・サポートグループを増やしてほしい 等
6	子どもに関する支援 ・子どもへのカウンセリングを行ってほしい ・子どもが病気の時でも預かってほしい(病時保育の充実等) ・保育所の入所について配慮してほしい(離婚前でも片親の収入で保育料を計算、求職中でも入所等) ・避難中でも予防接種や健康診断が簡単に受けられるようにしてほしい 等
7	施設の充実・増設 ・夜間休日にも相談に応じてほしい(仕事をしていると行けない等) ・逃げてきた直後に数日間、安心して休める場所を提供してほしい ・年長の男子と一緒に利用できる保護施設を増やしてほしい ・施設の設定を改善してほしい 等
8	広報啓発の充実 ・相談できる場所があることを被害者に届くよう広報してほしい ・メディアを活用し、社会の理解を促す広報を行ってほしい ・子どもの頃から配偶者からの暴力の問題について学ぶことができるようにしてほしい(学校教育の中で取り上げる等) 等
9	住民票に関する支援 ・住民票を原則取得できないようにしてほしい(弁護士からの請求であっても取得できないようにする等) ・住民票にかかる支援措置を速やかに受けられるようにしてほしい 等
10	加害者に対する対策 ・加害者に対し二度と繰り返さないための教育を行ってほしい ・加害者を厳正に処罰してほしい 等

なお、児童手当については、小学校第3学年修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等に支給することとされており、世帯主に支給することとなっているものではない。離婚成立前でも、片方の親が児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしている事実を確認すれば、もう一方の親である受給者から受給事由消滅届が提出されない場合であっても、市町村長は、運用上、職権により、受給事由消滅の処理ができることとなっている。

また、保育所の保育料について、厚生労働省は、「世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し階層区分の変更を行って差し支えない」ことを各都道府県等に対し通知している。なお、求職中であっても保育所への入所の申し込みは可能である。